

# 資料編

## 1. 策定の体制・経過

### (1) 改訂検討委員会

#### 委員名簿

団体名	氏名	備考
中央学院大学	林 健一	学識経験を有する者
山階鳥類研究所	浅井 芝樹	学識経験を有する者
樹木医	千濱 忠	学識経験を有する者
市民委員	渡邊 玲衣	公募の市民
市民の森&古利根みどりのボランティア	土子 一郎	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
我孫子野鳥を守る会	蒲田 知子	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
我孫子の景観を育てる会	中塚 和枝	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
我孫子の文化を守る会	戸田 七支	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
花かご会(地区緑化団体)	山田 陽子	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
オルレアの会(地区緑化団体)	伊藤 忍	緑地等の保全活動に係る団体に属する者

#### 開催経過

日時・場所	内容
第1回 我孫子市緑の基本計画改訂検討委員会 令和4年8月5日(金)午後2時～ 分館1階中会議室	• 委員長・副委員長の選出 • 緑の基本計画の改訂に向けて • 意見交換
第2回 我孫子市緑の基本計画改訂検討委員会 令和4年11月2日(水)午前10時～ 分館1階中会議室	• 緑の基本計画(素案)について • 意見交換
第3回 我孫子市緑の基本計画改訂検討委員会 令和5年2月3日(金)午前10時～ 分館1階大会議室	• 緑の基本計画(案)について



委員会の様子

## (2) 庁内検討委員会

### 構成課

企画政策課	市民安全課	子ども支援課	手賀沼課	商業観光課
農政課	道路課	都市計画課	公園緑地課	文化・スポーツ課

### 開催経過

日時・場所	内容
第1回 我孫子市緑の基本計画庁内検討委員会 令和4年8月3日(水)午前10時～ 分館1階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の基本計画の改訂に向けて</li> <li>意見交換</li> </ul>
第2回 我孫子市緑の基本計画庁内検討委員会 令和4年10月 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の基本計画(素案)について</li> <li>意見照会</li> </ul>
第3回 我孫子市緑の基本計画庁内検討委員会 令和5年2月17日(金)午後2時～ 分館1階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の基本計画(案)について</li> </ul>

## (3) 緑の基本計画ワークショップ

みどりのボランティアや里山づくり活動団体などの市民10名が参加し、緑の基本計画に関する意見交換会を実施しました。

日時・場所	令和4年8月7日(日)午後1時～ アビスタ(生涯学習センター)第2学習室
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演:「緑の活動・ウェルビーイング・まちづくり」 (講師:横浜国立大学都市科学部 佐藤 峰 准教授)</li> <li>緑の基本計画の改訂に向けて</li> <li>意見交換(身近な緑、緑の利用と活用について)</li> </ul>



ワークショップの様子

## 2.用語解説

### ーあー

<b>IoT</b>	さまざまなものがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」ともいう。
<b>アダプト・プログラム</b>	アダプト(ADOPT)は、「養子縁組する」という意味。市民や地元企業が公共スペースを管理し、これを、我が子のように愛情を持って面倒をみる＝美化(清掃)することから命名されたボランティアプログラム。
<b>ICT</b>	通信技術を活用したコミュニケーションのこと。「Information and Communication Technology」の略。
<b>我孫子市緑の基金</b>	市内に残された貴重な緑地を確保するために、昭和 60 年(1985 年)4 月 1 日に設立した基金。市費と市民、企業などからの寄付を積み立て、公園用地の取得や緑地保全のために運用している。
<b>ウェル・ビーイング (well-being)</b>	身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
<b>SDGs</b>	2015 年 9 月に国連において採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のこと。「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030 年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲットから成っている。
<b>オープンガーデン</b>	イギリスではじまったもので、個人の庭を一般に公開すること。
<b>オープンスペース</b>	公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。

### ーかー

<b>街区公園</b>	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、敷地面積 0.25ha を標準として配置する。
<b>かたらいベンチ</b>	公園・緑地に市民の寄付によって設置するベンチ。ベンチには、寄付者の名前やメッセージが表示できる。
<b>近隣公園</b>	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、敷地面積 2ha を標準として配置する。
<b>クオリティ・オブ・ライフ (Quality of Life)</b>	「人生の質」または「生活の質」。広義には、恵まれた環境で仕事や生活を楽しむ豊かな人生をいう。
<b>クラウドファンディング</b>	インターネットのサイトで実施したい内容を発表し、賛同した人から広く資金を集める仕組み。
<b>グリーンインフラ</b>	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(防災・減災、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組み。
<b>景観重要樹木</b>	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、景観法に基づき指定されるもの。我孫子市は景観法上の景観行政団体として、「我孫子市景観条例」に基づき、景観形成重要物として指定している。 本市では、景観重要樹木として、「三樹荘」の敷地内にある6本の樹木(スダジイ 3 本、ケヤキ 3 本)を指定している。

<b>景観法</b>	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うらおいのある豊かな生活環境の創造などの実現を図るため、景観に関する基本理念、国や地方公共団体などの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組みなどを定めた法律。
<b>健康寿命</b>	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
<b>公募設置管理制度 (Park-PFI)</b>	都市公園において、飲食店、売店などの公園施設(公募対象公園施設)の設置、または管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
<b>交流人口</b>	その地域を訪れる人のこと。定住人口に対する概念。

## -さ-

<b>サウンディング型市場 調査</b>	市有地の活用を検討する初期の段階において、民間事業者から公募による提案を求め、その提案内容や独自のノウハウなどを対話形式により情報収集を行う手法。
<b>30by30(サーティ・バイ・サーティ)</b>	2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。 「ポスト2020生物多様性枠組」案の主要な目標として検討されており、2021年6月に英国で開催されたG7サミットにおいて、各国が自国の少なくとも同じ割合を保全・保護することについて約束している。
<b>CSR(Corporate Social Responsibility)</b>	企業の社会的責任。利益の追求だけでなく、企業活動が社会的な側面からも責任を果たすべきとする理念。
<b>市街化区域 市街化調整区域</b>	市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
<b>SEGES</b>	社会・環境貢献緑地評価システム(シージェス)といい、「Social and Environmental Green Evaluation System」の略。企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取り組みを評価し、認定する制度。(公財)都市緑化機構が運営する。
<b>指定管理者制度</b>	公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。
<b>市民公募債</b>	自治体が資金調達のために住民や地域の法人を対象に発行する地方債のこと。正式名称は「住民参加型市場公募債」という。
<b>市民手づくり公園</b>	地域の身近にある街区公園を地域ニーズにあった特色のある公園としていくため、市民が自主的に行う公園づくり。 本市では、令和4(2022)年4月1日現在、並木1号公園、並木2号公園、湖北台2号公園、新木道崎緑地、湖北台7丁目公園、平和台3号公園、根戸薬師久保公園、湖北台8号公園、天王台南公園、東我孫子4号公園、若松2号公園の11公園で9団体が活動している。
<b>市民農園</b>	自然とのふれあいを求める市民のニーズに応え、その機会を提供するために、野菜などの栽培が行なえるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園。
<b>市民の森</b>	市民が自然とふれあい親しみながら散策や自然観察ができる場として、市内の良好な樹林地について、市が所有者の協力を得て散策路などを整備し、一定期間市民の利用に供するために設置・管理する緑地。

<b>市民緑地制度</b>	都市緑地法に基づき、土地や建築物等に設置される住民の利用に供する緑地または緑化施設であり、制度上、市民緑地制度契約制度と市民緑地認定制度がある。
<b>(市民緑地契約制度)</b>	地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。面積は 300 ㎡以上、契約期間は 5 年以上である必要がある。
<b>(市民緑地認定制度)</b>	土地所有者の協力のもと、民間主体が設置管理者として、設置管理計画を作成・申請し、市長の認定を受け、空き地などを認定市民緑地として整備・公開する制度。面積は 300 ㎡以上、緑化率 20%以上、設置管理期間は 5 年以上である必要がある。
<b>植栽基盤</b>	植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収することのできる条件を備えており、ある程度以上の広がりがあり、植物を植栽するという目的に供せられる土層(構造物やプランターによるものを含む)。
<b>生産緑地地区</b>	農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「生産緑地法」に基づき、500 ㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める地域地区。
<b>生物多様性</b>	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。
<b>施業実施協定</b>	「森林法」に基づき、森林ボランティア団体(NPO 法人等)と森林所有者等が締結する森林施業の実施に関する協定について、市町村長が認可する制度。
<b>設置管理許可制度</b>	都市公園法第5条に基づき、公園管理者以外の者でも公園管理者の許可を受ければ、公園施設の設置・管理を可能とする制度。
<b>Society5.0</b>	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。

## ーたー

<b>地区計画</b>	それぞれの地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、「都市計画法」に基づき、一体的な街区について市が都市計画として定める計画制度。主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、開発行為等を規制・誘導する。
<b>地区公園</b>	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、敷地面積 4ha を標準として配置する。
<b>特殊公園</b>	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
<b>特定生産緑地</b>	生産緑地地区の指定後 30 年を経過するまでに、所有者等の同意を得て 10 年延長するもの。特定生産緑地の指定は 10 年ごとの更新制である。
<b>特別緑地保全地区</b>	風致や景観などが優れている良好な自然環境を有する樹林地、水辺地等を保全するために、「都市緑地法」に基づき、都市計画に定める地域地区。指定地区内での開発行為等、現状変更の行為については制限を受ける。
<b>都市公園</b>	「都市公園法」に基づき、県や市が都市計画施設として設置する公園や緑地、または都市計画区域内に県や市が設置する公園や緑地のこと。
<b>都市農地の賃借制度</b>	「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」に基づき、生産緑地の賃借を円滑にすることで継続して管理できるようにするなど、生産緑地の賃借が行いやすくなった新たな仕組み。

<b>都市緑地</b>	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。
<b>都市緑地法</b>	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

### ーなー

<b>2030アジェンダ</b>	2015年の国連総会で採択された国際社会共通の目標・行動計画で、向こう15年間(2030年まで)の新たな持続可能な開発の指針として策定したもの。
<b>ネーミングライツ</b>	公共施設などの資金を調達するため、施設名に企業名・ブランド名などを付与する権利。「施設命名権」とも呼ばれる。
<b>農業振興地域 農用地区域</b>	農業振興地域は、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域を、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定した地域。 農用地区域は、「農業振興地域整備計画」において積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために、特に指定した区域。

### ーはー

<b>パークマネジメント</b>	公園の新しい魅力や可能性を発掘するため、経営的視点・利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供するよう管理運営すること。
<b>ビオトープ</b>	ドイツ語で生きもの(Bio)がそのままに生息活動する場所(Top)を意味する合成語。野生生物が生息できる条件を備えた良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間をいう。
<b>ヒートアイランド</b>	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
<b>保全緑地</b>	市内の貴重な自然環境を保全するために市が保有する樹林地、池沼及び草地で、「我孫子市保全緑地等の管理に関する条例」に基づき管理する緑地。
<b>保存樹木</b>	美観や風致を維持するために必要な、大木や古木、銘木などを保存するために、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定する樹木。
<b>保存緑地</b>	美観や風致を維持するために必要な500㎡以上の樹林地などを保存するために、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定する緑地。

### ーらー

<b>緑化協定</b>	「千葉県自然環境保全条例」に基づき、敷地面積1ha以上の工場用地、または10ha以上の住宅用地について、県と市と土地所有者(管理者)の間で締結する協定。
<b>緑地協定</b>	土地所有者等、全員の合意によって緑地の保全又は緑化に関する協定を締結する制度。
<b>緑道</b>	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

## ■樹林地等の保全制度の概要

制度(根拠法令)		概要
特別緑地保全地区 (都市緑地法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。</li> <li>●相続税は、山林及び原野については8割評価減となる。</li> <li>●固定資産税が最大1/2まで減免される。</li> </ul>
手賀沼沿い 斜面林 (我孫子市手 賀沼沿い斜面 林保全条例)	保全特別樹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●300㎡以上の一団の樹林で重点的に保全する斜面林を指定する制度。</li> <li>●所有者は市と10年間の保全契約を締結する。また、相続の発生等により指定の継続が困難となった場合は、その斜面林の買い取りを申し出ることができる。</li> <li>●管理方法の助言や管理費用の助成を行う。</li> </ul>
	保全樹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●300㎡以上の一団の樹林で、保全が必要な斜面林を指定する制度。</li> <li>●管理方法の助言や管理費用の助成を行う。</li> </ul>
	保全屋敷林	<ul style="list-style-type: none"> <li>●200㎡以上の一団の樹林で、山裾住宅の背景を創る斜面林を指定する制度。</li> <li>●管理方法の助言や管理費用の助成を行う。</li> </ul>
	手賀沼沿い 保全樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手賀沼沿いの自然環境にとって重要な宅地内樹木を指定する制度。</li> <li>●管理方法の助言や管理費用の助成を行う。</li> </ul>
保存緑地 保存樹木 (我孫子市緑地等の保全及び緑 化の推進に関する条例)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特に美観風致を維持するために必要があると認めるとき、保存を要する緑地等として指定する制度。</li> <li>●緑地については、樹木の集団の存する面積が500㎡以上であることなど。</li> <li>●樹木については、1.3mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること、高さが12m以上であることなど。</li> <li>●管理費用の助成を行う。</li> </ul>
市民の森 (我孫子市民の森設置事業実 施要綱)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の自然環境の保全を図るとともに、市民が自然とふれあい親しみながら自然観察や自然体験活動を行うことができる憩いの場を提供するため、保存緑地その他の自然環境地を市民の森として設置する制度。</li> <li>●奨励金を交付する。</li> </ul>
市民緑地(契約) (都市緑地法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。</li> <li>●都市計画区域内の300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象となり、契約期間は5年以上。</li> <li>●契約期間が20年以上等の要件に該当する場合は、相続税が2割評価減。</li> <li>●土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合は、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となる。</li> </ul>
市民緑地認定制度 (都市緑地法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度</li> <li>●緑化重点地区内などで、面積300㎡以上、緑化率20%以上、設置管理期間は5年以上。</li> </ul>
景観重要樹木 (景観法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観法、景観計画に基づき、景観上重要な樹木として指定された樹木を保全する制度。</li> <li>●景観重要樹木に指定されると、所有者に適切な管理義務が生じる。</li> </ul>